

○平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光學的条件を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光學的条件を次のように定める。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 無線設備を使用するデジタル端末は、別表第五号の条件とする。</p> <p>六（略）</p> <p>別表第一号～第四号（略）</p> <p>別表第五号 無線設備を使用するデジタル端末</p>		<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光學的条件を次のように定める。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 無線設備を使用するデジタル端末は、別表第五号の条件とする。</p> <p>六（略）</p> <p>別表第一号～第四号（略）</p> <p>別表第五号 無線設備を使用するデジタル端末</p>	
端末設備の種別	電氣的条件等	端末設備の種別	電氣的条件等
無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップ又は每秒3.6864メガチップ、第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備	1～8（略）	無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップ又は每秒3.6864メガチップ、第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備	1～8（略）
	9 その他 端末設備等規則第二十二條第二号、第二十三條及び第二十六條から第二十八條までの規定に適合すること。		9 その他 端末設備等規則第二十二條第二号、第二十三條及び第二十六條から第二十八條までの規定に適合すること。 <u>この場合において、「移動電話端末」とあるのは「当該端末」と、「移動電話用設備」とあるのは「伝送設備」と読み替えるものとする。</u>

<p>無線設備規則第四十九条六の四又は第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備</p>	<p>1～8（略）</p> <p>9 その他 端末設備等規則第二十二 条第二号、第二十三条及び第 二十六条から第二十八条ま での規定に適合すること。</p>	<p>無線設備規則第四十九条六の四又は 第四十九条の六の五に規定する方式 のうち拡散符号速度が每秒3.84メガ チップの無線設備を使用する端末設 備</p>	<p>1～8（略）</p> <p>9 その他 端末設備等規則第二十二 条第二号、第二十三条及び第 二十六条から第二十八条ま での規定に適合すること。<u>こ の場合において、「移動電話 端末」とあるのは「当該端末 」と、「移動電話用設備」と あるのは「伝送設備」と読み 替えるものとする。</u></p>
<p>無線設備規則第四十九条六の六に規 定する方式のうち拡散符号速度が毎 秒3.84メガチップの無線設備を使用 する端末設備</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7 その他 端末設備等規則第二十二 条から第二十四条まで及び 第二十六条から第二十八条 までの規定に適合すること。</p>	<p>無線設備規則第四十九条六の六に規 定する方式のうち拡散符号速度が毎 秒3.84メガチップの無線設備を使用 する端末設備</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7 その他 端末設備等規則第二十二 条から第二十四条まで及び 第二十六条から第二十八条 までの規定に適合すること 。<u>この場合において、「移動 電話端末」とあるのは「当該 端末」と、「移動電話用設備 」とあるのは「伝送設備」と 読み替えるものとする。</u></p>
<p>無線設備規則第四十九条の二十八に</p>	<p>1（略）</p>	<p>無線設備規則第四十九条の二十八に</p>	<p>1（略）</p>

<p>規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>2 発信時の制限機能</p> <p>発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合に、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。</p>	<p>規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>2 発信時の制限機能</p> <p>発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合に<u>あっては</u>、電気通信回線からの応答が確認できない場合、選択信号送出終了後再送を行った後、送信を停止するものであること。</p>
	<p>3～5 (略)</p>		<p>3～5 (略)</p>
	<p>6 その他</p> <p>端末設備等規則第二十二條から第二十四條まで、第二十六條及び第二十七條の規定に適合すること。</p>		<p>6 その他</p> <p>端末設備等規則第二十二條から第二十四條まで、第二十六條及び第二十七條の規定に適合すること。<u>この場合において、第二十二條中「移動電話端末」とあるのは「当該端末」と、「移動電話用設備」とあるのは「伝送設備」と、「移動電話用設備からの指示があつた場合」とあるのは「伝送設備からの指示があつた場合、又は利用者が当該端末を操作した場合」と第二十三條及び第二十四條中「移動電話端末」とあるのは「当該端末」と、「移動電話用設</u></p>

			<p>備」とあるのは「伝送設備」と、第二十六条及び第二十七条中「移動電話端末」とあるのは「当該端末」と読み替えるものとする。</p>
<p>無線設備規則第四十九条の二十九に規定する方式の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>1 基本的機能</p> <p>(1) 発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。</p> <p>(2) 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。</p> <p>(3) 通信を終了する場合にあっては、チャンネルを切断する信号を送出するものであること。</p> <p>2 発信時の制限機能</p> <p>発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合に、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャンネルにおける</p>		

標準送信タイミングは、無線設備規則第四十九条の二十九の伝送設備(以下この項において「伝送設備」という。)からの制御信号を受信した時点から 2.5 ミリ秒以上 97.5 ミリ秒以下であること。

(2) 通信チャネルにおける標準送信タイミングは、伝送設備からの通信用スロットを確定させ、かつ、次の時間の経過後に送信を開始するものとする。ただし、伝送設備からの通信チャネルを指定する信号を受信した後に送信を行う場合にあつては、指定された通信チャネルが空き状態であるとの判定を行った後に行うものであること。

ア フルレートにあつては、2.5ミリ秒。

イ ハーフレートにあつては、7.5ミリ秒。

ウ クォーターレートにあつては、17.5ミリ秒

○
(3) 送信タイミングの許容
偏差は、標準送信タイミ
ングに対して (±) 208ナ
ノ秒の範囲内であること

○
4 ランダムアクセス制御

(1) 通信チャネルの指定の
要求をする信号の送信は
、伝送設備からの制御信号
に同期して行うものであ
ること。

(2) 通信チャネルの指定の
要求をする信号を送信し
た後、伝送設備から1.2秒
以内に通信チャネルを指
定する信号を受信した場
合は、指定された通信チャ
ネルを使用して情報の送
信を行うものであること。

(3) 伝送設備からの通信チ
ャネルを指定する信号が
受信できなかった場合又
は通信チャネルを指定す
る信号を受信した後に指
定された通信チャネルが
空き状態でないとの判定

を行った場合にあっては、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は10回を超えてはならない。

5 タイムアラインメント制御

送信タイミングは、伝送設備からの指示に従い調整する機能を有するものであること。

6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。

7 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこ

	<u>と。</u> <u>(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。</u>	
別表第六号 (略)	<u>8 その他</u> <u>端末設備等規則第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十八條までの規定に適合すること。</u>	別表第六号 (略)